

IATA航空危険物規則書 第58版(2017年) 主要な改定点

一般社団法人航空危険物安全輸送協会(JACIS)

本資料は、主要な改定点のとりまとめであり、全ての改定点を網羅してはいない。詳細はIATA航空危険物規則書を参照のこと。

尚、昨年中に、Addendumにて修正または改定されたものには、改定マークが付されていないので留意のこと。

(注:下記項目に“★”を付したものは、IATA航空危険物規則書の「第58版(2017年版)の重要な変更点および改定点」(日本語版 xiii ページ、英語版 xxiii ページ)には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会で選択し追加したものである。)

第1章 適用 (Applicability)

★1.1.1	変更	UN試験基準マニュアルの最新版のバージョンは、ST/SG/AC.10/11/ Rev.6 である
★1.2.3.2	編集	shall,mustおよびshould,mayの意味を新項目として追加。【JACIS記:荷送人責任の1.3.1.3と同様の内容である】
1.2.7.5	追加	規則適用の例外の追加項目: 捜索、救難および測位飛行の航空機に備え付けられた危険物も例外とする。
1.2.8.2	新規	輸送期間中の規則の変更の適用について: 最初の運航者に受託された時点での規則は、目的地まで継続できる。例えば、12月末に受託された危険物は、1月に規則が改定されてもそのまま継続できる。
1.4.3.1	新規	運航者の責任: 旅客への危険物の情報提供について、根本的改定をした。通知システム (Performance-based notification system)を開発し、運航者自身の能力および運用を反映した内容であること。そして、これらは、運航者のマニュアルに文書化しなければならないこととした。(詳細は、1.4.3.1参照)
★1.4.3.4	削除	本項(チェックイン手続きの旅客への情報提供のシステム要件)は削除され、旧1.4.3.5が繰り上がり1.4.3.4となった。
1.5	編集	・1.5.1の名称変更: 教育訓練プログラム → 危険物教育訓練プログラム ・新1.5.1.2を、“見直しと認可”とし、内容は従来通り。これにより、旧1.5.5(認可)を削除した。
1.6	新規	リチウム電池のSection II について、荷主(雇用者)が、従業員に対する適切な指示を行うことと、指示事項を具体化した。

第2章 制限 (Limitation)

2.3 手荷物規則		
★表2.3.A (表4番目の物品)	追記	予備/バラ電池(リチウム電池含む): 主たる目的が電力を供給する物品(例: Power bank/携帯用充電器)は、予備電池と見なすことを追記した。(表2ページ目の冒頭の"リチウム電池"の文中から、本物品名(Power bank)を移動した。)
★表2.3.A	編集	Fuel cellと予備のFuel cell cartridgeに分けた。理由は、Fuel cellは機内持ち込みのみ、予備のFuel cell cartridgeは、機内持ち込み、受託手荷物共に可能と受託条件が異なるため。
★表2.3.A	変更	発熱物品(Heat producing article): 航空会社の認可が不要 → 認可が必要に変更された。
★表2.3.A	編集	非放射性物質の医療品、化粧品、と区分2.2の副次危険性のないスポーツ用または日用品: 編集上の文章修正。
★表2.3.A	変更	水銀入り医療用または診療用の小型体温計が、機内持ち込み不可となり、受託手荷物のみ可となった。(2.3.5.5参照)
2.6.5	変更	微量危険物: 液体危険物の場合、吸収材を入れる場所が、外装容器内も可能とした。(以前は中間容器内のみであった)
★2.6.7.2	編集	表題をオーバーパックのマーキングとした。(旧2.6.7.3)
2.8	変更	政府例外規定: 新規または削除は、なし。(Addendumにて、ガーナ、インドネシアの2ヶ国が追加された) 運航者例外規定: 新規 6社、削除 なし。内容の追加、削除、変更の運航者は多数あり。(Addendumにて新規、削除あり)

第3章 分類 (Classification)

3.0.1.5	新規	リストにある物質名(品目名)の分類が、試験データによって、合致しない場合の品目名の取り扱いについて ・品目名と分類は、以下のいずれかとし、当局認可とする。 - 最も適切な総称的品目名(n.o.s.) または - 副次危険性がある場合、他の輸送要件(例えば、少量危険物、容器要件)がリストの品目名と変わらなければ、同一UN番号、品目名に、副次危険性を追加する。
★3.0.1.6	新規	当局の認可に基づく品目名の場合、認可文書のコピーを添付し、危険物申告書に認可番号を記載すること。更に、注として、その認可内容は、UN専門家小委員会に提出し、改定提案を行うことが望ましいとした。(should)
★3.1.3.6	変更	火薬類の区分1.6の定義の文章を一部変更した。(極めて鈍感な物質のみを含む → …物質を支配的に含む)
★表3.1.A	変更	隔離区分コード"N"の定義の変更。感度が極端に低い物質のみ → 感度が極端に低い物質が支配的である。
3.1.8	新規	"分類の文書化"(Classification Documentaiton)の項目が新規に導入された。 火薬類の分類に、責任のある国の当局は、申請者にその分類の詳細を書面で提供すべき(should)という規定であり、具体的かつ詳細な要件が規定された。
3.2.6	新規	第2分類: 輸送禁止条件の項を追加。化学的に不安定で、分解や重合化を防止する予防策が取られていない物質。
★3.3.3.1	変更	第3分類: 粘性物質の包装等級Ⅲの分類要件に、動粘度(Kinematic viscosity)の項目を追加。(表3.3.B)
3.3.6	新規	第3分類の輸送禁止条件の項を追加。化学的に不安定で、分解や重合化を防止する予防策が取られていない物質。
★3.4.1.2.4.1	変更	自己反応性物質の品目名割り当て(付録C.1にない物質)は、発地国認可 → 製造国の認可に改定。
3.4.1.4	新規	区分4.1: 重合物質(polymerizing substances)が追加された。(定義と特性)(3.4.0.2にも追加されている)
★3.4.3.4.3	訂正	区分4.3: 包装等級Ⅲの判定基準の誤りの訂正。Equal to or greater than 1L/kg per hour → greater than (~超えて)
★3.5.1.2	変更	区分5.1: UN試験結果と既知の経験に差がある場合の分類、包装等級の割り当ては発地国認可 → 製造国認可に変更された。
★3.5.2.3.1	変更	区分5.2: 付録C.2にない有機過酸化物の品名割り当ては、発地国認可 → 製造国認可に変更された。
3.6.1.9	新規	区分6.1: 輸送禁止条件の項を追加。化学的に不安定で、分解や重合化を防止する予防策が取られていない物質。
3.6.2.6.1	変更	感染した動物 → "感染した生きた動物"に表題が変更された。 航空での輸送は、発地国、経由国、到着国および運航者の属する国の当局の認可と非常に厳しくなった。 尚、認可要件は、ICAO Supplement Part S-1;2に基づくことになる。
★3.6.2.6.2	新規	"感染した動物の物質"の項の新規規定である。カテゴリーAまたはBへの割り当ての記述。
3.8.4	新規	第8分類: 輸送禁止条件の項を追加。化学的に不安定で、分解や重合化を防止する予防策が取られていない物質。

第4章 識別 (Identification)

★4.0.2.1	追記	B欄に記載されている物質は、リストの分類に従って輸送する、という文章に"または、3.0.1.5に基づく分類で"を追加した。
★表4.1.A	追加	総称的品目名(n.o.s.)の表: 区分4.1の化学的総称名(Specific entries)に、重合物質の4品目名を追加した。

危険物リストの改定(主なもの)

多数の品目	変更	"安定化した(Stabilized)"を伴う全品目にA209が付された。多数あり。特別規定の内容は、下記参照。
-------	----	---

品目の変更関係

UN1950	変更	エアゾール(Aerosol)の包装基準は、全てY203,203に統一した。変更品目は2種類。(Y204,204,212は削除された)
リチウム電池	変更	全品目(6種類)の、Hazard Label欄は、リチウム電池専用の第9分類危険性ラベルに変更した。(下記7.2.3.9参照) ("Class9 -Lithium Batteries"と表記されている) またA206(当該ラベルの経過措置)が追加された。
UN3480	変更	リチウムイオン電池: 旅客機輸送禁止となった。(2016年4月1日発効、Addendumにて)

★UN1230	変更	Methanol: 区分6.1の 副次危険性が追加された。 A104を削除した。よって区分6.1の副次ラベルは貼付のこと。
UN2977	変更	Radioactive material,uranium hexafluoride,fissile : 副次危険性欄を、8に加え6.1を追加した。
UN2978	変更	Radioactive material,uranium hexafluoride,non fissile: 副次危険性欄を、8に加え6.1を追加した。
UN3507	変更	Uranium hexafluoride,radioactive material,excepted package の分類の変更と新包装基準の導入。 (主 8、副次 7 包装基準 877 → 主 6.1 副次 7, 8 包装基準 603)
★乗り物関係 エンジン関係	追加 新規	UN番号(UN3166): 品目名(Vehicleから始まる)の 4種類は変更ない。A203,A207が追加された。 全面的に改定された(UN番号、分類、包装基準、特別規定)。分類は、燃料の危険性に基づき分類される。 1) Engineから始まる品目名(5種類)、UN番号は3種類。全てA208が追加(経過措置含む) UN3528 Engine,fuel cell,flammable liquid powered 3 PI378 A208が追加 UN3529 Engine,fuel cell,flammable gas powered 2.1 PI220 A208が追加 UN3528 Engine,internal combustion,flammable liquid powered 3 PI378 A208が追加 UN3529 Engine,internal combustion,flammable gas powered 2.1 PI220 A208が追加 UN3530 Engine,internal combustion 9 PI972 A208のみ (燃料が液体の環境有害物質の分類のみの品目名) 2) Machineryから始まる品目名(5種類)、UN番号は3種類。全てA208が追加(経過措置含む) UN3528 Machinery,fuel cell,flammable liquid powered 3 PI378 A208が追加 UN3529 Machinery,fuel cell,flammable gas powered 2.1 PI220 A208が追加 UN3528 Machinery,internal combustion,flammable liquid powered 3 PI378 A208が追加 UN3529 Machinery,internal combustion,flammable gas powered 2.1 PI220 A208が追加 UN3530 Machinery,internal combustion 9 PI972 A208のみ (燃料が液体の環境有害物質の分類のみの品目名) A208: 旧UN番号、品目名および要件での使用の経過措置(2017年3月31日まで使用可能とする)
Engineと Machineryの 品名とした。		
その他新規品目		
UN3531	新規	Polymerizing substances,solid stabilized, n.o.s. (重合物質 固体) 4.1 新包装基準459
UN3532	新規	Polymerizing substances,liquid stabilized, n.o.s. (重合物質 液体) 4.1 新包装基準459
UN3533,3534	新規	Polymerizing substancesの固体と液体で温度管理を要する品目名。航空輸送禁止である。
UN3269	変更	Polyester resin kit が基礎物質(Based material)の分類で2つの品名に分かれた。これは液体で第3分類
UN3527	新規	Polyester resin kitの基礎物質が個体で、区分4.1のもの。新包装基準 450,Y450
★UN0510	新規	Rocket motor。 区分1.4C を追加 (既に、同一品目名で区分1.1C~1.3Cまでである)
★UN3151	新規	Halogenated monomethyldiphenylmethanes, liquid 第9分類
★UN3152	新規	Halogenated monomethyldiphenylmethanes,solid 第9分類
★UN番号なしの 品目名(細字)	新規	Catecholborane と 1, 3, 2-Benzodioxaborole で細字である。 新A210 (事前承認で、貨物機にて輸送可能)が付されている。
★細字品目名 (See xxx)	新規	Nitric oxide, compressed contained in gas cartridges for use in sterilization devices, see Receptacle, small, containing gas (UN2037) or Gas cartridges (UN2037) Nitrogen dioxide contained in gas cartridges for use in sterilization devices, see Receptacle, small, containing gas (UN2037) or Gas cartridges (UN2037)
特別規定(改定分)		
★4.4	追加	特別規定で包装物に特定のマークを要求している場合、特段の規定がない限り、文字の高さは、最小で12mmのこと。
★A17,A49,A62	変更	発地国当局認可 → 製造国の当局認可 に変更された。
★A19	追加	消火器: "製造国における適用される規定"の意味の注記を追加。"使用する国"も適用と追加された。 ガス入りのシリンダーが別個に輸送される場合は、シリンダーの規格に合致すること、を追加。
A21	編集	電池駆動の乗り物および機器の品目名についての具体的物品の事例を追加した。自己バランスの乗り物も含む。
A38	変更	冒頭の文章から"ポリメリックビーズ"を削除した。
A66	修正	ポリエステル樹脂キット: 基礎物質に、第3分類に加えて区分4.1を可能とした。
★A70	編集	非危険物の要件: エンジン以外に、機械(Machineryから始まる品目名)を追加した。
A88	修正	リチウム電池試作品の当局認可: 【JACIS記: 主要点に絞った内容に整理した】 ・少量生産品を除く、試作品の輸送は、試験の為の輸送であることと明記した。 ・リストの許容量に拘らず、35kgを超えても可とする。 ・発地国の当局認可以外の他の要件とは、ICAO Supplement のPI910と明記した。 ・特別規定に従った輸送の旨を、輸送書類(DGD)に記載すること。(承認欄に、"A88"と記載する)
A104	削除	メタノール: 毒物の副次危険性ラベルは、"貼付不要であるが貼付してもよい"という特別規定であったが、削除した。
A112	追加	消費者用物品: 本品目に、UN3334,UN3335(航空規制の液体、固体)も含んでも良いこととした。 【JACIS記: Y963の同記述にこれらの品目名の追加が漏れている。】
★A132	追加	煙を生ずる物質を含む物品で、吸入毒性の副次危険性を有する場合、毒物の副次危険性ラベルを貼付することが追加された。ただし、2016年12月31日前に製造され、2018年12月31日までに輸送されるものは、毒物の副次危険性ラベルの貼付はなくても良い。
★A134	変更	機械(エンジン等)を削除し、乗り物(Vehicle)だけの記述にした。(品目名変更により)
★A151	変更	ULDまたは、他のタイプのパレットに非危険物の保冷用のドライアイスは、リストの正味量制限は適用されないという規定であるが、"他のタイプのパレット"を削除した。
A181	変更	リチウム電池の機器組み込みと機器同梱の組み合わせ包装: 要件をより具体化した。 ・包装基準は双方の要件に従うこと。 ・包装物のリチウム電池の合計重量は、適用すべき旅客機または貨物機の制限を超えないこと。 ・その他、マーキング、書類の詳細が明記された。
★A194	変更	適用除外放射性輸送物に、毒物と腐食性物質の危険があれば、主危険性は、毒物とし、腐食性は副次とすること。
A302 & A324	変更	水生動物への酸素供給、または儀式用炎の輸送の当局認可: 発地国および運航者の所属する国の当局とする。 (到着国の認可が不要となった。)
以下は新規		
A202	新規	放射線検知器の詰め替え不可能なガス容器(シリンダー)の規格、圧力要件等の詳細が規定された。
★A203	新規	乗り物が、引火性液体と引火性ガスの両方で駆動する場合は UN 3166 — Vehicle, flammable gas poweredの品名にすること。
A204	新規	ポリメリックビーズが、UN試験で、引火性の蒸気を発生しなければ、この品名としなくても良い。
★A205	新規	セルロイド製のピンポン玉の非危険物の要件を明記した。(3g / 個、500g / 包装を超えない) 【JACIS記: この特別規定は、UN2000 Celluloidに付されている。】

★A206	新規	リチウム電池の危険性ラベル(第9分類)は、リチウム電池専用の第9分類の新ラベルを貼付すること。 ただし、2018年12月31日までは、通常の第9分類ラベルを使用しても良い。
★A207	新規	UN3166 Vehicle…… の品目名割り当ての補足説明。なお電池駆動の乗り物は、UN3171 Battery powered vehicle のこと。(特別規定 A21参照)。乗り物の具体例を紹介。
★A208	新規	内燃機関または燃料電池駆動のエンジン、機械類の新品目名の特別規定である。 (新UN番号は、UN3528～UN3530と3種類であるが、品目名は10種類) 分類は、第3分類、区分2.1で各4種類、第9分類が2種類) ・燃料が引火性液体と引火性ガスの両方の場合は、引火性ガスの品名とすること。 ・燃料が液体で、環境有害物質に該当し、他の分類に該当しない場合は、UN3530とし、品目名は Engine または Machinery で始まるいずれかとする。 ・経過措置: 2017年3月31日までは、改定前の品名および要件に基づいて、輸送してもよい。
★A209	新規	化学安定剤が使用される場合、危険性の重合の安定性のレベルについての要件である。
★A210	新規	航空輸送禁止の危険物の、発地国および運航者の国の当局からの事前認可で貨物機にて輸送可能とする規定である。
A211	新規	UN1067(二酸化窒素)、UN1660(圧縮酸化窒素)入りの殺菌装置で使用する容器要件の詳細が規定されている。
A212	新規	赤煙硝酸以外の硝酸の、殺菌装置のみで使用される濃度20%から65%のUN2031(硝酸)は、リストがForbiddenであっても旅客機で輸送可能な要件の詳細である。
A331	新規	リチウムイオン電池の充電率(SOC)が30%を超える場合の当局認可の規定(認可要件含む)を新規に導入。

第5章 - 包装 (Packing)

5.0.1.3 および 9.1.4.1	変更	貨物コンテナおよびULD収納可能危険物: (c)ドライアイスの収納時、UN3373, ID8000は収納可能とした。(原則非危険物のみ可能であったが) (g) リチウム電池のSection II。包装基準は、966,967,969,970に修正。(965を削除した)
★5.0.1.8	変更	生きた動物に伴う酸素の輸送: 当局認可は、発地国および運航者の国のみと変更した。(到着国の認可を削除した)
★5.0.1.10	変更	炎の輸送: 当局認可は、発地国および運航者の国のみと変更した。(到着国の認可を削除した) A324も同様の改定。
5.0.1.12	新規	大型のUN容器の使用: 400kgを超える物品について、発地国および運航者の国の当局の認可により使用できる。
★5.0.2.6.2.2	新規	製造材料: 木製容器の材料は、植物検疫の国際基準(ISPM15/ International Standards for Phytosanitary Measures 15) およびEU Commission Directives 2004/102/ECに従うこと。適用すべき場合はいつでも。(指マーク)
★5.0.2.10	変更	液体となる可能性のある固体物質用容器: 注の2に、指マークを付した。
包装基準		(下記は主なものであり、一部変更の包装基準は、他に多くあるので留意のこと)
200	追加	圧縮ガスと一緒に充填される液化ガスについて、シリンダーの内圧を計算する場合の、この二つの成分を考慮する詳細な要件が追加された。
204, Y204, 212	削除	この3つの包装基準は削除され、203, Y203に統合 (Aerosols, non-flammableに適用)
218	追加	Chemical under pressureの包装基準: 包装基準 200の追加規定と同じ規定の追加。
220	新規	新品目UN3529 (引火性ガス駆動のエンジン、機械)の新包装基準 (以前は951)
378	新規	新品目UN3528 (引火性液体駆動のエンジン、機械)の新包装基準 (以前は950)
450, Y450	新規	新品目UN3527 (Polyester resin kit 細字でsolid based material 区分4.1)の新包装基準
459	変更	自己反応性物質に加えて、 重合物質 (UN3531, UN3532)を追加した。
603	新規	UN3507 (Uranium hexafluoride, radioactive material, excepted package)の分類変更に伴う新包装基準
877	削除	UN3507の分類改定に伴う新603の導入により削除された。
950 951	変更	エンジンまたは機械の新品目名の導入により、乗り物に限定した内容に修正した。
954	変更	ドライアイスの包装基準: ULDにドライアイスを入れる場合、UN3373またはID8000以外の危険物は入れてはならない。この包装基準の要件に加えて、品目それぞれの本規則は適用する。
965 リチウムイオン電池 単体	変更	貨物機専用のみとなった。(旅客機輸送禁止) Single cell battery (UN試験基準マニュアルに定義あり)は、Cellと見なす、と明記。(すべての包装基準に明記した) Section IA: SOC(充填率)は、30%を超えないこと。超える場合は、発地国および運航者の国の当局の認可要。 Section IB: SOCの条件は、IAと同じ。新リチウム電池マーク、リチウム電池用新第9分類ラベル、CAOラベルを貼付。 追加書類(4つの情報を記載)の添付を不要とした。 Section II: ・SOCは、30%以下でなくてはならない。 ・追加書類の添付を不要とした。 ・新リチウム電池マークの導入、CAOラベルの貼付。 ・包装物のサイズは、 リチウム電池マーク が折れ曲がらずに一つの面に貼付できる大きさであること。 包装物のサイズが十分であれば、CAOラベルは、リチウム電池マークに隣接し同一面に貼付すること。” ・輸送の準備または提供に従事するいかなる者も、輸送責任について適切な指示を受けること。(内容は1.6参照) (本規定は、全ての包装基準のSection IIに共通である。) ・AWBへの記述(PI965のSection IIIに従ったリチウムイオン電池である旨)に、“CAO”を追記すること。 ・1件のAWBで1包装物のみ。他の貨物(非危険物であろうと)とは、別にして搬入のこと。ULD収納も不可。 ・オーバーパックには、1包装物のみ収納できる。(注: IA, IBのオーバーパック内にも、1包装物のみ収納できる) 注: 経過措置。旧リチウム電池ラベルと、現行の第9分類ラベルは、2018年12月31日まで、使用可能とする。 以下、リチウム電池の全ての包装基準に共通である。
966 リチウムイオン電池 と機器同梱	変更	Single cell batteryとEquipmentの定義を記述した。 Section II: ・新リチウム電池マークの導入。(経過措置は同様) ・包装物のサイズは、リチウム電池マークが折れ曲がらずに1つの面に貼付できる大きさであること。 ・追加書類の添付を不要とした。 ・輸送の準備または提供に従事するいかなる者も、輸送責任について適切な指示を受けること。(内容は1.6参照) ・「機器組み込み」と「機器と同梱」を組み合わせる場合の条件を追加した。 包装物には、電池の合計重量は、 5Kg を超えないこと。AWBの記載内容の規定等。

967 リチウムイオン電池 機器組み込み	変更	Single cell batteryとEquipmentの定義を記述した。 Section II: ・新リチウム電池マークの導入。(経過措置は同様) ・追加書類の添付を不要とした。 ・包装物のサイズは、リチウム電池マークが折れ曲がらずに1つの面に貼付できる大きさであること。 ・リチウム電池マークの除外要件 - ボタン電池のみ組み込みの機器(サーキットボード含む)、 または (前版は、andであった) - 包装物に、単電池が4個以下、組電池は2個以下、かつ1件のAWBで2個以内の包装物。 ・輸送の準備または提供に従事するいかなる者も、輸送責任について適切な指示を受けること。(内容は1.6参照)	
968 リチウム金属 電池単体	変更	Single cell batteryの定義を記述した。 Section IB: 追加書類の添付は不要となった。リチウム電池マークの貼付。 Section II: ・新リチウム電池マークの導入。(経過措置は同様) ・包装物のサイズは、 リチウム電池マーク が折れ曲がらずに一つの面に貼付できる 大きさであること。 包装物のサイズが十分であれば、CAOラベルは、リチウム電池マークに隣接し同一面に貼付すること。 ・追加書類の添付を不要とした。 ・1件のAWBで1包装物のみ。他の貨物(非危険物であろうと)とは、別にして搬入のこと。ULD収納も不可。 ・オーバーパックには、1包装物のみ収納できる。(注:IA,IBのオーバーパック内にも、1包装物のみ収納できる) ・輸送の準備または提供に従事するいかなる者も、輸送責任について適切な指示を受けること。(内容は1.6参照)	
969,970 972	変更 新規	リチウム金属電池の機器同梱、同金属電池の機器組み込み: イオン電池の包装基準966,967の改定内容と同じ。 新品目UN3530 Engine,internal combustion またはMachinery,internal combustion(第9分類)の新包装基準。	
第6章 - 容器規格と性能試験 (Packaging Specifications and Performance Tests)			
★6.2 木製容器	追加	木製容器(単一容器、外装容器)は、全て植物検疫(phytosanitary)対策に合致していることが追加された。(5.0.2.6.2.2参照)	
6.4.2	変更	UN規格シリンダーおよび密閉式極低温液体容器の要件: 新ISO標準に変更し、その適用についての規定。	
第7章 - マーキングおよびラベリング (Marking and Labelling)			
7.1.5.5	変更	リチウム電池マークの新デザインと名称変更: "リチウム電池取り扱いラベル" → "リチウム電池マーク" テキストが全くない。マーク上には、"UN番号"と"電話番号"を記載すること。サイズの変更はない。 異なるUN番号が収納されている場合は、すべて表記すること。 (経過措置: 旧ラベルは、2018年12月31日まで使用可能である。)	
★7.2.2.3.2	追加	ラベルの仕様の(b) 第2分類のラベル: 注を追加。シリンダーの直径が小さい場合の、縮小したラベルは、シリンダーの肩(shoulder)の部分以外に、シリンダーの筒の部分にも貼付を可能とした。	
7.2.2.4	追加	ラベルのテキスト: リチウム電池専用の第9分類ラベルには、ラベルの下半分にテキストは含んではならない。	
7.2.3.9 (図7.3.18.2)	新規	第9分類のリチウム電池専用危険性ラベルの導入。(Class9 -Lithium Batteries) 図7.3.Xに掲載。 (経過措置: 現行の第9分類のラベルは、2018年12月31日まで使用可能である。)	
★7.2.4.7.2	追加	リチウム電池マークの貼付要件を注として追加した。	
第8章 - 書類 (Documentaiton)			
8.1.6.9.1	追加	注2を追加。エンジン関係の品目名の経過措置である。第57版のUN番号、品目名、包装基準番号(950,951)を2017年3月31日までは使用してよい。その場合、申告書には第57版に基づく内容(UN番号、品目名、包装基準番号、ラベル、マーク)で表記しなければならない。	
★8.1.6.9.1 ステップ5	追加	ステップ5, 包装等級の欄: 3.11の規定に基づくサンプル輸送の場合、当該品目名で可能性のある最も厳しい包装等級を記載しなければならない。	
8.1.6.9.2	編集	ステップ7, 複数オーバーパック: オーバーパックの識別番号と危険物の合計量の記載についてより詳述した。(変更はない)	
8.1.6.9.4 (a)	変更	承認欄に記載すべき特別規定番号(適用された場合の)が、かなり追加された。(11種類 → 16種類)	
★8.1.6.9.4 (g)	新規	3.0.1.6に基づく分類、品目名変更の当局認可の物質について、承認欄へのその旨の記載方法を追加した。 "Classified in accordance with 3.0.1.6 of the DGR"	
★8.1.6.11.7	削除	リチウム電池のSection II の追加書類の情報の記載方法の規定であったが、追加書類が廃止されたため削除された。	
8.1.6.13	変更	表題が、"署名者の氏名"と変更された。役職の記載がオプション(空白も可)となったため。	
8.1.6.14	変更	表題が、"日付"と変更された。作成場所の記載がオプション(空白も可)となったため。	
第9章 - 取り扱い (Handling)			
9.0	追加	注を2項目追加した。 注1: 運航者用の安全管理規定(Safety management provisons) がAnnex19にあり、その詳細な内容はICAO Safety Management Manual(SMM)に含まれていることを案内している。 【JACIS記: 運航者の安全管理システム(Safety Management System/SMS)の導入に資するための紹介である】 注2: 危険物の輸送は、運航者の安全管理システム(Safety Management System/SMS)に含まれること。	
★9.1.3.1	追加	注7を追加。受託チェックで不可となった場合の申告書と受託チェックリストのコピーを少なくとも3ヶ月保存を推奨する。	
9.1.3.2	新規	運航者は、受託チェックを行った従業員を識別(Identify)できるようにしなければならない。(9.8.1, 9.8.2参照)	
★表9.1.A	変更	最上段の欄を、"リチウム電池マーク(7.1.5.5)"に変更	
9.1.4.1 (c)	変更	ULDに非危険物の保冷用のドライアイスを入れることは可能であるが、さらに、UN3373, ID8000も収納可能とした。	
9.1.9	新規	運航者は、危険物の輸送に対し、安全管理システム(SMS)の一部として安全性リスク評価を行うことを推奨する。	
9.5.1.1.3	追加	NOTOCの(e)の1への追加: ID8000の申告書に総重量が平均重量の場合、NOTOCも同じ記載が良い。	
9.6.2	追加	手荷物の違反の当局への通知は、運航者が発見のみならず、運航者が他から知らされた場合も含むものとした。	
★9.8.1	追加	書類の保管: 輸送危険物の受託チェックリストに、受託チェック担当者の識別(Identification)を含めることとした。	
9.8.2	追加	書類の保管: 受託不可となった受託チェックリストに、受託チェック担当者の識別(Identification)も含めることとした。	
第10章 - 放射性物質 (Radioacitve Material)			
★危険物リスト	変更	UN2977, UN2978(いずれも六フッ化ウラン)の分類の改定(副次危険性の区分6.1を追加) 第4章参照。	
★10.7.1.4	追加	オーバーパックのマーキング: 規格容器マーキングは再表示してはならないの項目を追加した、これに伴い、項番旧7.1.4.1.2が7.1.4.1.3と変更された。	

付 録 (Appendices)

付録A (用語)	追加 変更	変更、追加は多くあるが、以下が主なもの。 追加: ・複合シリンダーのDesign life (設計年数) ・Service life (運用期間) ・自己加速重合温度 (Self-accelerating polymerization temperature) 修正: ・GHS バージョン番号の修正。第6改訂版である。
付録C (C.2)	変更	有機過酸化物のリストの変更あり
付録D	変更	当局の連絡先の最新版
付録E	変更	UN容器の販売業者および容器の試験施設の最新版
付録F	変更	IATA販売代理店、IATA認定危険物教育訓練校およびIATA認定危険物教育訓練センターの最新版
付録H	新規	能力に基づく危険物教育訓練 (Competency-based dangerous goods training) の原案(ICAO)を提供するための新規の付録である。この資料の目的は、能力に基づく危険物の教育訓練(新方式)の導入に対し、現行1.5章(カテゴリー別教育訓練)の可能性のある変更について、全ての業界(荷主、フォワーダー、地上取扱者、運航者および教育訓練提供者)からの意見を寄せてもらうことである。 【JACIS補足】 ポイントは、次のとおり。 ・雇用者 (Employer) に本教育訓練の設定、維持を確実にさせるということで、教育訓練の責任者を明確化している。 ・カテゴリーという考え方を廃止し、もっと担当者の責任業務範囲(これを能力/competencyとっている)に見合った細かいレベルで教育訓練を実施するという考え方である。 ・担当者の理解の証明は、試験に限定せず、職務を遂行することを確実にするための評価の仕方の開発を含んでいる。 ・講師の資格は、具体的要件はなく、講習能力および講習技術の実践または評価がなされなければならないという主旨。 ICAOは、 2019年1月1日発効 を目指しており、 コメントは、2017年3月31日まで 、以下のウェブサイトまで、 www.icao.int/safety/DangerousGoods/Pages/NewTrainingProvisions0630-4506.aspx